



村上市歴史の風致維持向上計画

～歴史・文化が感じられる町並みを未来へ～

村上市歴史の風致維持向上計画

令和6年3月 新潟県村上市

令和6年3月
新潟県村上市

計画策定にあたって

村上市は、新潟県の北端に位置し、海・山・川に囲まれた自然豊かな美しいまちであり、岩船米や地酒、村上牛をはじめとした自然の恵みにあふれた食のまちでもあります。また、鮭のまちとしても知られ、世界で初めて鮭の自然ふ化増殖に成功した地とされています。市内各地には、旧村上天下として発展した城下町や、北前船の寄港地として栄えた港町などがあり、その町や集落には武家住宅や町家などの歴史的にも貴重な建造物や、村上まつりを代表とする伝統文化が数多く残り、それらが歴史的風致を形成し、村上市特有の情緒や風情を醸し出しております。



このような中、人口減少や少子高齢化、生活様式の多様化、社会環境の変化などにより、将来に引き継いでいくべき歴史的風致が失われつつあります。

近年では、「町屋の人形さま巡り」をはじめとしたまちづくり活動や「むらかみ町屋再生プロジェクト」「黒塀プロジェクト」など町家や町並み景観の保全や保存、活用の取り組みが市民の手により進められており、村上市では平成25年に、景観法に基づく「村上市景観計画」を策定し、市民と行政の協働による景観づくりに取り組んでいるところであります。

これらの状況から、歴史と伝統文化を活かしたまちづくりをこれまで以上に積極的に推進するため「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「村上市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。先人から受け継がれてきた村上市特有の風情や情緒を醸し出す歴史的風致は貴重な「財産」であり、この貴重な財産を次の世代に引き継いでいくため本計画の推進に取り組んでまいりますとともに、ひいては地域活性化につながればと大いに期待しているところであります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会委員並びに村上市歴史的風致維持向上協議会委員の皆様をはじめ、貴重な資料やご意見をお寄せいただいた多くの皆様に感謝を申し上げます。

平成28年10月

村上市長

高橋 邦孝

序 章		1
第1節	計画策定の背景と目的	2
第2節	計画の期間	4
第3節	計画策定の体制と経過	4
第1章	村上市の歴史的風致形成の背景	9
第1節	自然的環境	10
第2節	社会的環境	12
第3節	歴史的環境	21
第4節	文化財の現状と特性	36
第2章	村上市の維持向上すべき歴史的風致	53
第1節	村上城下の祭礼にみる歴史的風致	54
第2節	種川の制など鮭文化にみる歴史的風致	80
第3節	村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致	93
第4節	北限の茶処にみる歴史的風致	112
第5節	石船神社の祭礼等にみる歴史的風致	124
第6節	西奈弥神社の祭礼等にみる歴史的風致	137
第7節	三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致	148
第8節	荒川河口の港町・市町の祭礼にみる歴史的風致	156
第9節	出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致	165
第10節	大川城跡周辺の祭礼にみる歴史的風致	173
第3章	歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針	181
第1節	歴史的風致の維持及び向上に関する課題	182
第2節	上位計画及び関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置づけ	185
第3節	歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	195
第4節	歴史的風致維持向上計画の推進体制	197
第4章	重点区域の位置及び範囲	199
第1節	重点区域設定の考え方	200
第2節	重点区域の位置及び範囲	201
第3節	重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果	204
第4節	良好な景観の形成に関する施策との連携	205

第5章	文化財の保存及び活用に関する事項	213
第1節	文化財の保存の現況と今後の方針	214
第2節	文化財の活用の現況と今後の方針	216
第3節	文化財の修理・整備に関する方針	217
第4節	文化財の保存及び活用を行うための施設に関する方針	218
第5節	文化財の周辺環境の保全に関する方針	219
第6節	文化財の防災に関する方針	220
第7節	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	222
第8節	埋蔵文化財の取り扱い及び保存・活用に関する方針	223
第9節	文化財の保存・活用に係る市町村の体制と今後の方針	224
第10節	文化財の保存及び活用に関わる住民等の各種団体の状況及び 今後の体制整備の方針	225
第6章	歴史的風致の維持及び向上に必要な事項	229
第1節	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	230
第2節	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業	231
第7章	歴史的風致形成建造物に関する事項	255
第1節	歴史的風致形成建造物の指定の方針	256
第2節	歴史的風致形成建造物の管理の指針	267

◇ 用語の表記について

本計画書では、地名や歴史的用語等の一部について以下のとおり表記する。

- ・市街地や集落の名称には、位置を示すため適宜2ページの図にある地域名や地区名を付する。

(例：「村上地域村上地区」「朝日地域塩野町地区の蒲萄集落」)

- ・国指定文化財は「史跡」「重要文化財」「重要無形民俗文化財」等の種別を記し、県指定・市指定文化財は「県指定」「市指定」の区分とともに種別を記す。

(例：「史跡村上城跡」「重要文化財若林家住宅」「県指定史跡○○」「市指定有形文化財○○」)

- ・道の呼称として示した「出羽街道」「三国街道」「米沢街道」は俗称であり、正式名称ではない。江戸時代においては「出羽道」「三国道」「米沢道」等さまざまな名称がみられるが、ここでは便宜上、新潟県教育委員会が刊行した下記の報告書による「浜通り」「出羽街道」「三国街道中通り」「米沢街道」の名称を用いる。

『新潟県歴史の道調査報告書第十集 浜通り・出羽街道』(1996)

『新潟県歴史の道調査報告書第八集 三国街道(中通り)』(1995)

『新潟県歴史の道調査報告書第十一集 会津街道・米沢街道』(1997)

- ・「藩」は江戸時代には存在しない名称であるが、ここでは歴史用語として一般的に使用されている「村上藩」の名称を用いる。

- ・本計画書における「歴史的建造物」は、概ね近代以前に建設された建築物、土木構造物、その他の工作物と定義する。